

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2012・2・10

商標法改正へ

▽特許庁▽

音や動きも商標と認定

特許庁は企業のロゴマークなどを保護する商標法を大幅に改正する方針だ。商標として保護する対象を「文字」「記号」「図形」だけでなく、CMで流れる企業名の「音程」やロゴの「動き」、製品についているマークの「位置」などにも広げる考えだ。

既に欧米では商標登録を広範囲に認めている。日本も環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加など自由貿易の加速に合わせ、知的財産の保護に力を入れる方針。2013年の通常国会に商標法改正案の提出を目指す。

商標登録は世界的には範囲を広く認めており、米国や欧州をはじめアジア各国でもネットの普及とともに音や動きなどを広告に使うケースが急増している。日本がTPP交渉に参加すれば、商標制度を国際標準に合わせるよう、交渉相手国から求められる公算が大きく、特許庁はその前に改正しておきたい考えだ。

日本の現行の商標法で登録が可能なのは、「文字」「図形」「記号」や「立体的な形状」など。新たに商標登録として認めるのは、テレビやネットのCM内での社名や製品名の音程などの「音」、テレビ、パソコン画面でのロゴマークの「動き」、製品の「色彩」や製品に付けられたマークの「位置」、見る角度によって色や形が変わる「ホログラム」などにする方向だ。

これまで日本企業が海外で音や動きなどの商標を登録する場合、各国政府に対して個別に申請する必要があった。法改正で日本でも幅広い商標登録が認められれば、商標の国際登録制度を使い、日本の特許庁に出願するだけで世界各国への同時登録が可能になる。

プレステの職務発明

▽最高裁▽

ソニーへ発明対価の支払い確定

ソニーの家庭用ゲーム機「プレイステーション」（PS）などに使われた部品関連の発明をし

た元社員が、発明の対価を十分に受け取っていないとして、同社に約1億円の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁はソニー側の上告を退ける決定を下し、同社に約512万円の支払いを命じた二審の知財高裁判決が確定した。

元社員の開発チームは光ディスクのデータを記録・再生する光ピックアップでレーザーカプラー方式と呼ばれる技術を開発し、特許を取得。この技術がPSなどに採用されていた。

一審の東京地裁判決は、他社との無償クロスライセンス契約の存在や他社実施の実績がないことなどからソニーの自社実施だけでは相当の対価の前提となる独占の利益がないとして、元社員側の請求を棄却した。

しかし、二審の知財高裁は2010年、元社員らの5件の発明がPSなどに使われたことが、ソニーに利益をもたらしたとして、会社側が発明で得た利益を対象製品の売上高の3分の1、元社員らの発明に対する貢献度を3%、会社側の貢献度を97%として対価を算定し、ソニーに約512万円の支払いを命じる判決を下した。

地域団体商標

▽最高裁▽

喜多方ラーメン、商標登録認めず

福岡県喜多方市のラーメン店で作る団体が「喜多方ラーメン」の商標登録を認めなかった特許庁の審決取り消しを求めた訴訟の上告審で、最高裁は団体側の上告を退ける決定を下し、団体側敗訴が確定した。

地域名を冠した特産品などに商標権を与える「地域団体商標制度」は、地域ブランド振興を目的に2006年に創設された。同市のラーメン店の協同組合「蔵のまち喜多方老麺会」が同年、登録を出願した。

登録にはブランドの知名度アップに貢献した実績が必要だが、知財高裁は2010年の判決で「市外の多数の店が『喜多方ラーメン』を掲げた店を展開している」と指摘。協同組合の実績だけで喜多方ラーメンの知名度が上がったわけではない」と判断し、請求を退けた。

特許権侵害差止等請求控訴事件

解説

(知財高裁・平成23年(ネ)第10002号に関する中間判決 判決言渡 平成23年9月7日)

第1 事案の概要

(1) 控訴人は、発明の名称を「餅」とする特許第4111382号の発明(以下「本件発明」という。)を有している。

原判決は、被告製品は、本件発明の構成要件Bを充足しないから、本件発明の技術的範囲に属するものとは認められないとして、原告の請求を何れも棄却した。これに対し原告は、原判決の取消しを求めて、本件控訴を提起した。

第2 争点

(争点1) 被告製品が本件発明の構成要件B及びDを充足し、その技術的範囲に属するか否か、又は均等の範囲に属するか否か

(争点2) 本件発明に無効理由があるか否か

第3 裁判所の判断

判決: 被請求人が製造、販売する各食品は、被控訴人の有する特許の特許請求の範囲の請求項1記載の発明の技術的範囲に属する。同特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

(1) 被告製品の構成、及び被告製品が本件発明の構成要件A、C及びEを充足することについては、当事者間に争いはない。以下、被告製品が本件発明の構成要件B、Dを充足するか否かについて検討する。

構成要件B及びDは、下記のとおりである。
(構成要件B)「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向の長さの有する一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け、」
(構成要件D)「焼き上げるに際して前記切り込み部又は溝部の上側が下側に対して持ち上がり、最中サンドウィッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制するように構成した、」

(2) 構成要件Bについて

当裁判所は、構成要件Bにおける「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は、「側周表面」であることを明確にするための記載であり、載置底面又は平坦上面に切り込み部又は溝部(以下「切り込み部等」ということがある。)を設けることを除外するための記載でないと判断する。

この点、被告は、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載部分は、「この小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に」との記載部分とは、切り離して意味を理解すべきであって、「載置底面又は平坦上面」には、「一若しくは複数の切り込み部又は溝部」を設けない、という意味に理解すべきであると主張する。

しかし、①「特許請求の範囲の記載」全体の構文も含めた、通常の文言の解釈、②本件明細書の発明の詳細な説明の記載、及び③出願経過等を総合するならば、被告の上記主張は、採用することができない。

即ち、上記特許請求の範囲の記載によれば、「載置

底面又は平坦上面ではなく」との記載部分の直後に、「この小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に」との記載部分が、読点が付されことなく続いているのであって、そのような構文に照らすならば、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載部分は、その直後の「この小片餅体の上側表面部の立直側面である」との記載部分と共に、「側周表面」を修飾しているものと解するのが自然である。c 以上の通り、構成要件Bにおける「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は「側周表面」を特定するための記載であり、載置底面又は平坦上面に切り込み部等を設けることを除外する意味を有すると理解することは相当でない。従って被告製品は、本件発明の構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Dについて

構成要件Dは、角型の切餅に関して、焼き上げるに際し、均等膨化したものの他、不均一に膨化したものを含んだものとして特定しているものと理解することができ、また、被告製品の焼き上がり形状は、必ずしも②「焼きはまぐりができあがりつつあるようなやや片持ち状態に似た貝のような形状」のようなものとは言えず、上記①「最中やサンドウィッチのような上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされた状態」のように略均等膨化するものもあると解される。従って、原告の上記主張は採用することができず、被告製品は、本件発明の構成要件Dを充足する。

以上によれば、その余の争点(被告製品が、構成要件Bを充足しない場合、本件発明の構成と均等なものといえるか)について判断するまでもなく、被告製品は、本件発明の構成要件をすべて充足し、本件発明の技術的範囲に属するものである。

(4) (争点2) 無効理由について

証拠によれば、本件発明の特許出願前に、被控訴人が側面に切り込みを入れた切り餅を販売していたと認めることはできない。

本件発明は、本件特許出願前に公然実施された発明又は公然知られた発明(こんがりうまカット)に基づき、容易に想到できたとは言えない。

以上の通り、本件発明には、被告の主張する無効理由は存在しない。本件発明は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

第4 考察

本件は、新聞等で報道された、スーパーなどで広く販売されている、いわゆる切り餅に関する特許権の侵害に関する紛争であり、これに関する中間判決である。複雑な事件の場合、中間的な整理をする意味で、侵害の有無のみを先行させて、判断したものである。

原審では、本判決と逆の結論で、侵害ではないとされた。控訴審では、原審と逆の結論となった。特許請求の範囲の解釈の違いに起因するものと思われる。本件発明の構成要件の解釈が、二通りに読める余地のある記述であったことに、その原因がある。修飾文がどの語に懸かるかと解釈するか、という問題であったと思われるが、発明の本質は何処にあるか判断すれば問題なかったと思われる。

特許発明の記述に際しては、発明を紛れがなく、一義的に規定する文章の記述を心掛ける必要を痛感させられた事例であった。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので紹介した。

以上

ものづくり人材育成の現状

～若年技能系社員への期待と取り組み～

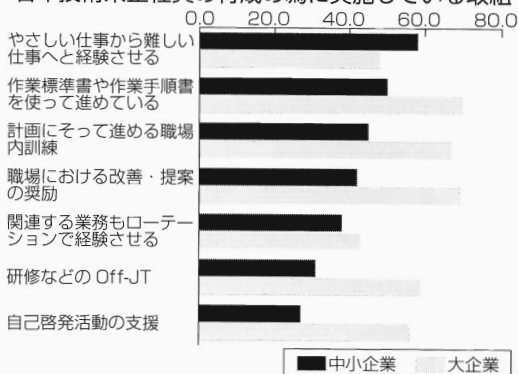
2011年 ものづくり白書

経済のグローバル化や長引く円高などを背景に、アジアを中心とした海外への製造業の進出が続いている。しかし、これは国内のものづくり技術が否定されたことによるものではない。世界と比べても国内のものづくり技術力はトップクラスであり、そのレベル維持とさらなる向上が求められている。それには、ものづくり産業の将来を担う若者の人材育成が重要といえる。

「2011年ものづくり白書」で公表された統計をみると、技能系正社員として「一人前」とはどのレベルかの調査では、企業規模にかかわらず、ほとんど（8割）の企業が「単独で仕事をこなせるレベル以上」としている。

製造業務未経験者から「一人前」にするための育成期間としては「3年から10年」とするものが8割強となっている。この育成期間について、大企業は7割強が「想定どおり」とし、「長い・やや長い」とするものが2割強であるのに対して、中小企業は4割弱が「長い・やや長い」

若年技術系正社員の育成の為に実施している取組



としており、大企業よりも厳しい評価をするものが多い。

育成・能力開発の取り組みでは、大企業に比べて中小企業ではマニュアル計画の整備が弱いことも浮き彫りに。さらに技術や職務遂行能力を高めるための社外研修（Off-JT）の実施となると、大企業の6割弱に対し、中小企業は3割強に過ぎない。

将来のものづくりを担う中核人材を育成していくには企業が果たすべき役割は大きい。ただし同時に、教育訓練投資に限りがある中小企業に対し、国や自治体が訓練指導員の派遣や経費の助成施策を推進するなど、幅広い支援策をすることが求められている。

■ピ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

技術輸出、3年ぶり増加 アジアの存在感が強まる

特許やノウハウなどの技術の輸入状況を示す「技術貿易」で2010年度の収支額は1兆9066億円のプラスだったことが、総務省の11年版「科学技術研究調査」で分かった。

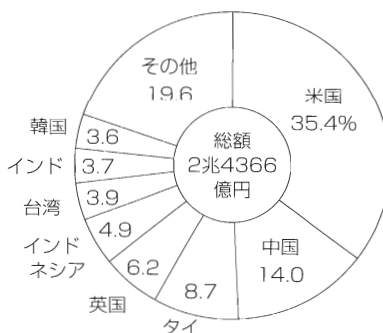
前年比28.8%増と3年ぶりに増加し、過去最高を更新した。技術輸出により日本企業が受け取った金額は20.9%増の2兆4366億円だった。このうち海外親子会社からの受取額が72%を占めている。

技術輸出の最大の相手国は米国で、全体の35.4%を占めている。前年比20.1%増の8623億円と回復が鮮明となった。次いで中国が22.3%増の3411億円。またタイ、インドネシア、インドなどが40～50%台の伸びを示しており、高い経済成長を続けるアジア諸国の存在感が強まっ

ている。

一方、技術輸入による支払額は0.9%減の5301億円。米国が全体の4分の3以上を占めている。このうち4割近くがパソコンなど情報通信機械器具製造業の支払いで、この分野は米国への技術依存が際立つ傾向にある。このほかの支払い相手国はデンマーク、スイス、フランスなど欧州各国が続いている。

技術輸出の主な相手国・地域



審 決 紹 介

商標「AMEDAS」は、気象庁の公益に関する事業であって営利を目的としない「アメダス(地域気象観測システム)」を表示する著名な商標「AMEDAS」と類似するから、商標法4条1項6号に該当すると判断された事例(不服2010-26515、平成23年7月25日審決、審決公報第142号)

1 本願商標

本願商標は「AMEDAS」の欧文文字を横書きしてなり、第1類「化学品」を指定商品として、平成21年10月16日に登録出願されたものである。

2 原査定に拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標「AMEDAS」は、気象庁が地域的に細かく気象観測する為、全国展開している事業、地域気象観測システムを表示する著名な商標「AMEDAS」と同一又は類似と認める。従って、本願商標は商標法4条1項6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法4条1項6号について

商標法4条1項6号の規定に関し、工業所有権法逐条解説によれば、「6号の立法趣旨はここに掲げる商標を一人に独占させることは本号に掲げるものの権威を尊重することや国際信義の上から好ましくないという点にある。尚、本号は8号と異なり、その承諾を得た場合でも登録しないのであるから、単純な人格権保護の規定ではなく、公益保護の規定として理解されるのである。」と説明されている。

また、知財高裁平成20年(行ケ)10351号判決において、「商標法4条1項6号の規定は同号に掲げる団体の公益性に鑑み、その権威を尊重すると共に、出所の混同を防いで需要者の利益を保護しようとの趣旨に出たものであり、当該団体を表示する著名な商標と同一又は類似の商標については、当該団体の権威を損ない、又、出所の混同を生ずるものとみなして、無関係の私人による商標登録を排斥するものであると解するのが相当である。」旨指示されている。

(2) 本願商標の本号の該当性について

ア 「AMEDAS」の著名性について

「AMEDAS」について、気象庁のホームページには「アメダス(AMEDAS)」とは「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略で、「地域気象観測システム」といいます。降水量、風向・風速、気温、日照時間の観測を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしています。アメダスは1974年11月から運用を開始し、現在降水量を観測する観測

所は全国に約1,300ヶ所あります。」と記載されています。

そして、「AMEDAS」(アメダス)の語は広辞苑等多数の辞書等に掲載されているばかりでなく、テレビ等で放送される毎日の気象情報等において頻繁に使用され、国民の間に広く知られている。

そうとすれば、「AMEDAS」の文字は気象庁が1974年より行っている気象観測の事業における「地域気象観測システム」を表示する商標として一般に広く知られている。

してみれば、「AMEDAS」は気象庁が行っている公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な商標と認められる。

イ 本願商標と引用商標との類否について

上記の通り、引用商標「AMEDAS」は構成文字に相応して「アメダス」の称呼及び「地域気象観測システム」の観念を生ずるものである。

一方、本願商標は「AMEDAS」の文字よりなる処、構成文字に相応して「アメダス」の称呼を生じ、構成中3文字目が引用商標とは相違するが、全体の構成文字が共通し、「地域気象観測システム」を連想等することも少なくないから、本願商標は該観念を生ずるとみるのが相当である。

外観において両商標を比較するに、本願商標「AMEDAS」と引用商標「AMEDAS」とでは、3文字目において大文字と小文字の相違があるに過ぎず、全体の構成文字が共通するから、両者は外観上類似する。

称呼において、本願商標は引用商標と「アメダス」の称呼を共通にするから、称呼上類似の商標である。

観念において、上記の通り、本願商標は構成文字から「アメダス(地域気象観測システム)」を連想等する場合もあり得、引用商標は「アメダス(地域気象観測システム)」の観念を生ずると共に、両者は共に「アメダス(地域気象観測システム)」の観念を共通にし、観念上も類似する。

してみれば、本願商標は引用商標と外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛らわしい類似の商標というべきである。

従って、本願商標は「アメダス/AMEDAS(地域気象観測システム)」を表示する著名な引用商標と類似の商標といわなければならない。

(3) 請求人の主張について—以下、省略—

(4) まとめ

本願商標は気象庁若しくはその機関における気象観測といった公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する商標として著名な「AMEDAS」と類似する商標といふべきものであるから、「AMEDAS」の商標とは無関係の私人たる請求人が、本願商標を独占することは、公益保護の観点からも適当であるとは言えない。

従って、本願商標が商標法4条1項6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取消すことはできない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和27年	商標登録第 413245号～第 414124号
〃 37年	〃 第 591398号～第 594300号
〃 47年	〃 第 969982号～第 974167号
〃 57年	〃 第1524217号～第1530004号
平成4年	〃 第2431502号～第2441500号
平成14年	〃 第3371440号～第3371440号
	〃 第4582025号～第4590462号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成21年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご質問ございましたらお問合せください。

●審査請求料の納付繰延制度

出願審査請求書を提出すると同時に審査請求料を特許庁に納付しますが、平成24年3月末までに審査請求手続を行う場合には「納付繰延の意思表示」に

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

より、審査請求料の納付を、出願審査請求書提出日から1年間繰り延べできます。なお、平成24年4月1日以降に出願審査請求書を提出する場合には納付繰延が適用されなくなり、原則通り、出願審査請求書を提出すると同時に審査請求料を特許庁に納付する必要があります。詳しくは特許庁HPでご確認ください。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/shinsa_kurinobe_syuryo.htm

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
23年10月分	25,255	8,918
前 年 比	126%	112%